

令和元年度健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率を次のとおり公表する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.30)	— (19.30)	7.4 (25.0)	— (350.0)

備 考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」を記載
- 2 将来負担比率は、マイナス値で算定されたため「—」を記載
- 3 早期健全化基準を括弧内に記載

令和元年度資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	令第17条第1号
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号
住宅団地整備事業特別会計	—	令第17条第4号

備 考

- 1 資金不足額がなく資金不足比率が算定されないため、「—」を記載
- 2 経営健全化基準は20%